

就労支援機器等貸出申請書

令和 年 月 日

就労支援機器等を次のとおり借り受けたいので、申請します。
なお、就労支援機器等の貸出しの認定期間中においては、この様式裏面記載の遵守事項を厳守します。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用開発推進部長 殿			
所在地 〒 ()			
申請事業主 会社又は団体名 代表者 役職及び氏名			
1 事業概要	イ 業種		ロ 資本金 千円
	ハ 従業員数	計 人 うち障害者数 人 身体障害者数 人 (うち重度身体障害者数 人) 知的障害者数 人 (うち重度知的障害者数 人) その他 人	
2 対象障害者	イ 氏名		ロ 新規雇用 既雇用等の別 (イ) 新規雇用 (ロ) 既雇用 (ハ) その他 ()
	ハ 障害の種類・程度	(イ) 障害の種類 (ロ) 障害の程度 級	ニ 障害の部位別状況
	ホ 従事する職務内容	部署または職種： 内容：	
3 機器等の貸出申請理由			
4 機器等設置事業所 所在地 〒 () 事業所名			
5 担当者連絡先	担当部課名 担当者氏名	電子メールアドレス	電話 TEL FAX FAX
	搬送先部課 担当者氏名		電話 TEL FAX FAX
6 期間等	イ 貸出希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで	
	ロ 搬送希望時間帯	貸出開始日の 午前 ・ 午後 ・ 午前午後指定なし	
7 貸出希望機器等の品名及び数量			
機器分類番号	品名	数量	備考
- - -			
- - -			
- - -			
- - -			
- - -			

【個人情報の取扱い】
当申請書に記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程（平成17年3月29日規程第10号）」その他規定により適切に管理し、以下の目的の範囲内で利用します（就労支援機器等の貸出に関する事、機器等貸出後のアンケートの実施に関する事、就労支援機器貸出・相談窓口で実施する各種説明会等の情報提供に関する事、各種統計の作成に関する事。）。

遵守事項

第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「甲」という。）が実施する「就労支援機器等普及啓発事業」において、就労支援機器等（以下「機器等」という。）の貸出しの認定を受けた事業主又は事業主の団体（以下「乙」という。）は、次の各条項を遵守するものとする。

（秘密の保持）

第2条 甲は、機器等の貸出業務において知り得た乙に係る秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。ただし乙が第三者への公開を認める事項についてはその限りではない。

（機器等の引渡し及び回収）

第3条 甲は、機器等の貸出しを決定したときは、機器の整備、保管、搬送及び据付業務等を委託した業者（以下「搬送等業務委託業者」という。）に対し、乙が指定する場所に機器等を搬送し、必要に応じ据付を行うよう指示するものとする。

2 乙が搬送等業務委託業者より機器等の引き渡しを受けた日から2日以内に機器等の欠陥を甲に通知しなかった場合は、機器等は、正常な状態で引き渡されたものとする。

3 乙は、貸出し期間が満了したときは、機器等を返還可能な状態にし、甲から機器等の回収の指示を受けた搬送等委託業者に引き渡すものとする。この場合において、乙が機器等に記録等した情報については、返還時に全て乙の責任において消去するものとする。

4 乙は、甲から機器等の貸出しの認定の取消しを受けたときは、機器等を返還可能な状態にし、甲から機器等の回収の指示を受けた搬送等委託業者に引き渡すものとする。この場合において、乙が機器等に記録等した情報については、返還時に全て乙の責任において消去するものとする。

（機器等の修理又は交換）

第4条 乙は、機器等の引き渡しを受けた後、乙の責任に帰すべき事由によらないで機器等が正常に作動しなくなったときは、直ちにその旨を甲に通知するとともに、機器等を返還可能な状態にし、甲から機器等の回収の指示を受けた搬送等委託業者に引き渡すものとする。

2 甲は、乙から通知を受けたときは、搬送等委託業者に対して機器等の回収及び動作確認を行うよう指示し、必要に応じ、物件の修理又は機器等の交換を指示するものとする。

（機器等の使用、保管・維持及び返還）

第5条 乙は、機器等を善良な管理者の注意をもって本来の用法に従い使用、保管するほか、これに要する費用（電気料等の経費）を負担するものとする。

2 甲は乙が次の禁止事項に違反した場合は、直ちに機器等の返還を求めるものとする。

(1) 機器等を「就労支援機器等貸出申請書」に記載された事業所の所在地以外に移転すること。

(2) 機器等を第三者に譲渡し、又は転貸すること。

(3) 機器等に貼付された所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、又は汚損すること。

(4) 機器等に質権、抵当権又は譲渡担保権を設定すること。

(5) 機器等に他の機器を固着させ、機器等の一部を除去し、取り替え、又は改造する等機器等の引渡しの際の現状を変更すること。

(6) 機器の全部又は一部を構成するソフトウェアについて、

イ 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は使用权を設定すること。

ロ ソフトウェアを複製すること。

ハ ソフトウェアを変更又は改作すること。

(7) 甲が定める「反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第5号）」第2条に規定する反社会的勢力に該当すること。

3 乙は、機器等について他から強制執行その他甲に対する侵害行為を受けた場合は、当該機器等が甲から借り受けたものであることを主張し、直ちにその旨を甲に通知し事態の解消に当たること。

4 乙は、機器等自体により又はその使用、保管、維持等によって第三者に与えた損害について負担するものとし、甲は損害賠償の責を負わないものとする。

（機器等の滅失又は毀損）

第6条 乙の責に帰すべき事由により機器等を滅失（修理不能若しくは所有権の侵害を含む。以下同じ。）又は毀損（所有権の制限を含む。以下同じ。）した場合は、乙は、甲に通知するとともに、機器等（新品）の購入代金相当額又は機器等の修理代金相当額を損害賠償として支払わなければならない。

（機器等の貸出しの解約）

第7条 甲は、前条の機器等の修理又は取り替えに過大な費用又は相当な時間を要することを把握したときは、この旨を乙に通知し機器等の貸出しの解約を行うことができる。

（機器等の貸出しの解除）

第8条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は催告せずにこの契約を解除することができる。この場合、甲に損害があるときは、乙はこれを賠償しなければならない。

(1) 認定の条件のいずれかの条項に違反したとき。

(2) 保全処分、強制執行若しくは滞納処分を受け、又は破産、和議、会社更生等の申立があったとき。

(3) 事業の休廃止又は解散したとき。

（管轄）

第9条 甲が、乙との間において、この機器等の貸出しに関する訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。